eSports イベント助成金交付規程

公益財団法人

e スポーツ・兵庫伝統工芸振興財団

eSportsイベント助成金交付規程

第1条　(目的および定義)

この規程は、公益財団法人eスポーツ・兵庫伝統工芸振興財団(以下「当財団」という)が定めるeSportsイベント助成金交付に必要な事項を定めるものとする。

2　eSportsとは、コンピューターゲームをスポーツとして捉えプレイするゲームをいう。

3　eSportsイベントとは、コンピューターゲームをスポーツとして捉えプレイするゲームを複数人でプレイするイベントをいう。

第2条　(助成対象者)

助成対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもので、eSportsイベント（以下「イベント」という）を主体的に企画するものとする。なお、イベントの企画者及び参加者個人の所在地が兵庫県内である必要はない。

(1)　現に活発に活動している個人で、イベントの実施経験又は参加経験があること

(2)　過去1年間で法的トラブルを発生させていないこと

(3)　今後もイベントを継続して企画しようとするもの

第3条　(助成対象事業)

助成の対象となるイベントは、個人が自主的かつ主体的に企画及び実施をするイベントで、創意と工夫に富み、地域の活性化に貢献すると認められるものとし、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)　兵庫県内の施設を利用して行われるイベントであること

(2)　企画者自身が、eSportsの発展、地域振興につながる目的を持ち、長期的展望にわたって企画しているもの

(3)　今後も同様のイベントが実施可能な内容であるもの

(4)　特段の参加要件を持たず、誰でも参加できる企画であるもの

(5)　イベントの開催・運営に関連して、法人、団体、個人その他の第三者から、スポンサー料、協賛金、寄付金、投げ銭、クラウドファンディングその他名称の如何を問わず、金銭、物品その

他の経済的利益の提供を受けていないもの。また、実際に金銭、物品その他の経済的利益を受領したか否かを問わず、イベントの開催・運営を目的として、SNS、ウェブサイト、配信サービス、クラウドファンディングサービス、寄付受付サービスその他の手段を利用し、第三者に対してスポンサー、協賛、寄付、投げ銭その他の金銭、物品または経済的利益の提供を募集し、勧誘し、告知し、またはその受付を行っていないもの。なお、イベントの開催・運営に直接充当される場合に限らず、継続的なイベント活動、コミュニティ活動、会場費、機材費、賞品代、交通費その他当該イベントの開催・運営を実質的に支援する目的で行われる募集または提供についても、本条件の対象とする。

2　次に掲げる事業に該当する場合は、助成の対象としない。

(1)　イベント事業の全てを外部へ委託するもの
(2)　営利を目的とする他団体と共催して実施する事業
(3)　イベント内に営利を目的とする事業が含まれるもの
(4)　イベント会場への入場料金を徴収するもの
(5)　イベントへの参加料金を徴収するもの
(6)　イベントの参加賞または表彰として金銭の交付をおこなうもの
(7)　イベントの勝敗を対象とした財産を賭けるもの

第4条　（イベント支援）

当財団は助成対象事業となるイベントにおいて、助成対象者の希望に応じ、下記リソースを提供する。なお、これら支援はイベントの企画が未経験の者も安心してイベントを実施できるよう当財団がサポートするもので、当財団の助成を利用したイベントでの経験を踏まえ、助成対象者が今後主体的にイベントを実施することで日本のゲーム文化の発展に寄与することを期待するものであることから、かかる費用については、助成対象者への負担は求めない。

(1)　イベント活性化のための集客、企画内容の詳細等に対するアドバイス
(2)　財団所有のゲームソフト及び権利が紐づいたアカウントの貸出し
(3)　財団所有の機材の貸出し

第5条　(助成対象経費)

助成対象経費は、第3条の助成対象事業に要する経費のうち、別表1に定める経費とする。

第6条　(助成金の額)

助成金の額については、1件のイベントにつき25万円を上限とし、当該助成対象事業について当財団が助成を決定した額とする。

第7条　(交付申請)

助成金の申請を行おうとするときは、助成金交付申請書（様式第1号、以下「申請書」という)に次に掲げる書類を添えて当財団に提出しなければならない。

(1)　企画書
(2)　イベント収支予算書（様式第2号）
(3)　誓約書兼同意書（様式第3号）
(4)　その他当財団が必要と認める書類

第8条　(交付決定)

事務局は、申請書が提出された後、その申請に係る書類等を選考委員に送付する。

2　選考委員会は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものを決定する。

3　事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、申請書を提出した者(以下「申請者」という)に対して、申請者が指定した連絡先に電子メールにてその旨を通知する。

4　選考委員会は、助成金の交付対象者の決定及び助成金の交付状況について理事会へ報告を行う。理事会は必要に応じて選考委員会に選考の過程についての説明及び決定に関する資料の閲覧を請求することができる。

5　感染症等の拡大により当財団がイベントを開催すべきでないと判断した場合は、助成金の交付が決定されたイベントであっても助成金の交付を取り止めることがある。この場合は、イベント開催日の2週間前までに助成金の交付決定を受けた申請者に対して通知を行う。

第9条　(変更交付申請)

助成金の交付決定を受けた申請者は、申請した事業について、その内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに当財団に変更後のイベント収支予算書(様式第2号)を提出しなければならない。

2　次に掲げる要件の全てに該当する変更については、前項の変更交付申請を必要としない。

(1)　イベントの目的の達成に影響を与えないと認められるイベント内容の変更

(2)　助成金の額の変更を伴わない変更

第10条（変更交付決定)

前条の変更交付申請があった場合には、選考委員会において、申請の内容を審査し、助成金の変更交付又は取り止めを決定する。

2　事務局は、選考委員会で決定された事項に基づき、変更交付申請を行った者に対して電子メールにてその旨を通知する。

3　選考委員会は、助成金の変更交付又は取り止めの決定を行った場合には、理事会へ報告を行う。

第11条（実績報告)

助成金の交付決定を受けた申請者は、イベントが完了したときは、速やかにイベント実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて当財団に提出しなければならない。

(1)　イベント収支報告書(様式第5号)

(2)　領収書の写し

(3)　その他当財団が必要と認める書類

第12条（助成金の交付)

助成金の交付決定を受けた申請者が、イベント終了後に助成金の交付を受けようとするときは、イベント助成金交付請求書（様式第6号)を当財団に提出しなければならない。

2　当財団が、助成の対象となるイベントの遂行上必要があると認めるときは、助成金の全部又は一部を概算払することができる。

3　概算払を受けた申請者は、精算の結果、追加で交付を受ける助成金がない場合であっても、イベント実績報告書(様式第4号)、イベン

ト収支報告書(様式第５号)、助成金交付請求書（様式第６号)及び領収書の写しを当財団に提出しなければならない。

第13条（助成金の経理）

当財団は、助成金事業の収支の事実を明確にした証拠書類を、助成の対象となるイベントが終了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

第14条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第15条（雑則）

この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

別表 1(第 5 条関係)
助成対象経費
下記内容にかかる費用で、領収書のあるもの

区分	内容
会場費	・イベント会場に機材等の設置運営が必要な場合の会場の環境整備のための作業費（①） ・会場の下見等事前調査にかかる作業費（②） ・イベント会場への機材の運送料（③） ※①～③は 1 件のイベントにつき合計で 5 万円上限。ただし助成金の交付決定を受けた申請者が直接①～③に掲げる作業・運送を行った場合は、1 件のイベントにつき一律 5 万円とし、領収書の添付を要しない ・イベント会場を利用するため施設に支払う費用
謝礼金	・運営の手伝いをする方への謝礼金 ※1 名につき 1 万円上限（最大 2 名） ・プロゲーマー等を招聘する費用 ※1 名につき 5 万円上限（原則 1 名のみ助成対象）
旅費交通費	・企画者の移動交通費及び宿泊費用 ※宿泊費用は 1 泊につき 1 万円上限とし、企画者 1 人のみ助成対象 ※宿泊日数はイベント日数＋1 日を最大とする ※移動交通費は 1 名につき往復 2 万円上限 ・運営の手伝いをする方の移動交通費（最大 2 名） ※移動交通費は 1 名につき往復 2 万円上限
消耗品費	・消毒液、ウェットティッシュ等のイベント運営に必要な消耗品 ※名札入れは財団より無償貸与可能
宣伝費	・イベント周知用のポスター制作費等 ※動画共有サイトや動画配信サービスのための通信費や制作費は助成対象外
その他	・上記費用以外でイベント運営に直接必要となるもの ※賞品や景品、記念品の購入及び制作費用は助成対象外

下記費用が含まれるイベントについては、助成対象とはしない

1）ゲーム機、ソフトウェアの購入費用
2）販売利益を得ることを目的とした仕入金や有料頒布のプログラム制作費用
3）事業の企画・運営を包括的に他団体や専門家へ委託する費用
4）食料品の購入費用、懇親会費用
5）1名につき5万円を超えるプロゲーマー等を招聘する費用
6）その他、申請したイベント事業に直接関係のない費用

制定 2022 年 6 月 19 日
改定 2023 年 6 月 24 日
改訂 2023 年 12 月 5 日
改訂 2024 年 3 月 29 日
改訂 2024 年 8 月 9 日
改訂 2026 年 10 月 13 日